

生活福祉資金 貸付制度のご案内

貸付主体

(福) 埼玉県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度とは？

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

資金種類	貸付条件						
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
1 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのため継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯へ貸し付ける資金。なお、貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を行う。							
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	原則3月	最終貸付日から6月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ費用	40万円以内	—	貸付の日（生活支援費と合わせて貸付をしている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6月以内			
一時生活再建費	生活再建のため一時的に必要なかつ、日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	—	—			
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金。							
福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なと見込まれる費用を貸し付ける資金。							
	生業、住宅の増改築・補修等、技能習得、障害者用自動車や福祉用具等の購入、療養経費、災害後の臨時必要経費、冠婚葬祭費、住居の移転等	513万円以内 ※貸付の内容によって限度額が異なります	—	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間 経過後 3～20年 以内 ※貸付の内容により異なります	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
緊急小口資金 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金。なお、貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を行う。							
	医療費又は介護費の支払、給与等の盗難による臨時の生活費、年金・公的給付等の支払開始までの生活費等	10万円以内	—	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金。							
	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月35,000円以内 (高専)月60,000円以内 (短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	—	卒業後6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
4 不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金。							

貸付に関してのご相談は、幸手市社協にお問い合わせください。